

川崎市公告第830号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和7年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

川崎市緑の基本計画改定に向けた考え方策定等支援業務委託

2 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、社会情勢の変化や全国都市緑化かわさきフェアを踏まえた市民のみどりへの行動変容を踏まえた「緑の基本計画」改定に向けた考え方を整理するとともに、その将来像を描くことを目的とする。

(2) 業務内容

ア 既存計画の成果と課題の整理

過年度業務で行った基礎的調査結果「現計画の振り返り（事業進捗、課題整理、検証）」「国内外の動き」「社会情勢の変化」「本市の緑の特徴と現状」「全国都市緑化かわさきフェア、協働・共創の取組」等の更新を行い、基礎的調査結果を踏まえ、本市の緑に関する問題点・課題を多面的な視点から系統的に抽出・整理し、改定に向けた視点を整理すること。

なお、本市の総合計画（計画期間：令和8年～）の改定状況、川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和7年3月改定）、立地適正化計画（令和7年3月策定）、環境基本計画等の上位計画及び関連計画、神奈川県の上位計画及び関連計画等について改定等を進めているため、適宜時点更新を行うこと。

イ 市民意見等の把握

市民の緑に関する意識、緑化活動への参加意向、都市公園の整備及び管理の方針等に関する意見を調査する。なお、調査内容や実施手法については、多様なステークホルダーからの意見聴取となるよう受託者の提案を求めるものとし、発注者と協議して決定するものとする。（多様な活動団体、指定管理者、市内の事業所、保育園、児童養護施設、小学校、中学校、高校、大学など多様な主体から意見が把握できるような手法を提案すること）

ウ 改定に向けたみどりの現状の評価

本市の緑の特性や社会情勢の変化、全国都市緑化かわさきフェアを踏まえたみどりへの関心の高まり等を踏まえ、現状の緑の評価を行う。

(ア) 社会変容に対する施策評価

社会変容から加速化が求められている生物多様性、気候変動対策、Well-being、について、これらに応えられる施策となっているか評価する。

(イ) 緑の主要な機能に対する評価

主要な機能として想定される環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、協働の場について、これらの機能を効果的に発揮できる配置となっているか評価する。

(ウ) 都市構造、土地利用の変化等に対する課題抽出

少子高齢社会の到来やレクリエーションの多様化等機能面での変化を把握し、充足度を評価する。また、関連計画、開発動向等の基盤整備事業の状況を把握し、課題を整理する。

(エ) 地区別の評価

各地区において必要な緑の機能、量的・質的過不足度、都市公園整備・緑地保全・緑化の必要性等を評価する。

エ 改定に向けた考え方(案)の作成

既存事業の取組評価、社会状況の変化、全国都市緑化かわさきフェアにおいて宣言された「KAWASAKI 宣言」を踏まえ、本市における緑地の保全、創出及び都市緑化の推進に対する柱となる考え方を整理するとともに新たなみどりの将来像を描くこと。なお、将来像の具現化にあたっては、有識者（造園、緑地計画論、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）、ESG 投資関係者、みどりの評価等）の意見を踏まえ整理を進めることを想定しており、意見交換に必要となる資料等の作成や意見のとりまとめを行うこと。

オ 将来像イメージの作成

前項の将来像については、誰もがわかりやすく、親しみやすいようイラスト等を作成することを想定しているが、その手法等については、受託者の提案を求めるものとし、発注者と協議して決定すること。なお、この提案手法の実施に必要となる費用は本委託に含むものとする。

カ 審議会等の運営支援

本改定については、環境審議会での審議を想定しているため、この会議に必要な資料の作成や会議録作成（全録）や会場運営（オンライン会議に必要な機材等を含む）を行うこと。 ※ 環境審議会親会（1回）部会（2回）

キ 打合せ協議

打合せは、初回時、中間時（2回）、納品時の計4回を基本とするが、必要に応じて適宜行い、発注者受託者の綿密な連携を行う。

また、打合せ・協議結果については、打合せ記録簿として整理し、発注者受託者双方で協議内容とその結果を確認できるようにする。

5 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とする。

7, 480, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「造園」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること

7 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課緑の基本計画担当 鈴木

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（本庁舎 17 階）

電 話 044-200-1202（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

8 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和 7 年 4 月 24 日（木）

9 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「6 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により 1 部提出

(1) 提出期間

令和 7 年 4 月 24 日（木）から令和 7 年 5 月 1 日（木）まで

（郵送の場合は令和 7 年 5 月 1 日（木）必着）

※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

(2) 提出場所

「7 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式 1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

10 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式 2）に質問内容を記載し、「7 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和 7 年 5 月 2 日（金）から令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 1 時 30 分まで

(3) 回答方法

令和 7 年 5 月 12 日（月）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

11 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 13 日（火）から令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで

（郵送の場合は令和 7 年 5 月 19 日（月）までに必着）

※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書（パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本）
20 ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(3) 提出部数

ア PDF データ

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とする。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf）

イ 見積書：原本（紙）を 1 部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 別途指定する Logo フォームにアップロードし、送信

指定 Logo フォーム <https://logoform.jp/f/Vii1h>

- イ 見積書原本は、令和 7 年 5 月 23 日（金）までに「7 担当部局」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

（5）留意点

- ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。
- イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されとは限らない。
- ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

1 2 審査方法

（1）審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎市緑の基本計画改定に向けた考え方策定等支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

（2）審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和 7 年 5 月 26 日（月）から令和 7 年 5 月 28 日（水）のうち、指定の日時※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMI コード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は 3 名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととする。

（3）審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

（ア）理解度

川崎市緑の基本計画の改定目的や意義などを理解しているか。

（イ）知識・能力

川崎市緑の基本計画改定業務に必要な知識、能力が十分備わっているか。

（ウ）積極性

本業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

(ア) 組織体制

緑の基本計画の改定業務の経験を有した人員を配置するなど円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

(イ) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 改定に向けた基本的な考え方づくりに向けた企画・提案力

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を活かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 調査手順・方法

市民意見の聴取等も含めて効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。

(ウ) 実現性

基本的な考え方づくりに向けた提案内容に具体性と実現性があるか。また、将来イメージづくり等における提案に具体性と実現性があるか。

(エ) 資料作成

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

エ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の 60%とし、提案者が 1 者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和 7 年 5 月 2 9 日（木）

1 3 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「6 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

1 4 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に

限る。

(3) 契約書作成の要否

市指定の契約書により、必要とする。

(4) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要がある。

(5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和 7 年 3 月頃）を要する。

(6) その他詳細について

詳細については、「川崎市緑の基本計画改定に向けた考え方策定等支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。